明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○建築基準法に基づく指定確認検査機関が確認検査業務を廃止する旨を告示する件（近畿地方整備局一八）　一
○エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく建築物調査業務の廃止に関する件（同一九）　二
○都市計画に関する件（同二〇）　二
○道路に関する件（中国地方整備局四）　二
○道路に関する件（九州地方整備局一〇）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（北海道開発局四）　三
○道路に関する件（同五、六）　三
○高速自動車国道に関する件（同七）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十二年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出、平成二十二年度管理業務主任者試験合格者関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、旅行業者営業保証金の権利実行申立て・権利実行のための配当表関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○近畿地方整備局告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止する年月日
七	日本テスティング株式会社	イ　本社　兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番一号 ロ　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜三丁目二番二十三号 ハ　堺事務所　大阪府堺市堺区新町四番七号 ニ　姫路事務所　兵庫県姫路市栗山町百五十一番地二	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	平成二十三年一月一日

○近畿地方整備局告示第十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十六条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査業務の廃止の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長5

二　登録建築物調査機関の名称
日本テスティング株式会社

三　住所
兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番一号

四　建築物調査の業務を廃止する年月日
平成二十三年一月一日

五　廃止する建築物調査の業務に係る区域
兵庫県全域、大阪府全域、京都府全域、奈良県全域、和歌山県全域及び滋賀県全域